# 人事院規則二―八（人事院の顧問及び参与） （昭和四十九年人事院規則二―八）

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―八（人事院の参与）の全部を次のように改正する。

#### 第一条（顧問）

人事院に、顧問一人を置くことができる。

##### ２

顧問は、人事院の所掌する事務のうち、人事行政上の重要事項について、人事院の諮問に答える。

##### ３

顧問は、人事行政に関し学識経験のある者のうちから、総裁が委嘱する。

##### ４

顧問の任期は、二年とする。

##### ５

顧問は、非常勤とする。

#### 第二条（参与）

人事院に、参与十二人以内を置くことができる。

##### ２

参与は、人事院の所掌する事務のうち、重要な事項について、人事院に意見を述べる。

##### ３

参与は、学識経験のある者のうちから、総裁が委嘱する。

##### ４

参与の任期は、二年とする。

##### ５

参与は、非常勤とする。

# 附則（昭和六〇年二月二七日人事院規則二―八―一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年四月五日人事院規則二―八―二）

この規則は、公布の日から施行する。